

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

《仙台市》

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
NPO 法人設立認証申請の際の縦覧の省略	特定非営利活動促進法第 10 条第 2 項、第 12 条第 2 項	設立認証手続における申請書類の縦覧期間（現行 2 か月）を大幅に短縮する措置を盛り込んだ特区法改正案を次期通常国会に改めて提出する。	なし
「起業ワンストップ支援センター」の設置・運営		ワンストップセンター設置を盛り込んだ特区法改正案を次期通常国会に改めて提出する。	なし
用途変更手続きのワンストップ化	建築基準法	<p>【国土交通省】</p> <p>協議会による建築確認審査を認めることはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築確認審査は、専門的な知識及び経験を有する建築主事とその責任をもって建築基準関係規定に適合していることを審査している。 ● 協議会のメンバーに当該建築物を所管する建築主事を加え、その建築主事が審査を行うことでワンストップ化は可能。 <p>→ 建築主事が技術的審査を行った上で、市長又は協議会が確認を行うことができないか、国交省に再検討を要請する。【年度末までに結論】</p>	なし
公証役場の管轄制の見直し及び定款認証手数料の無料化	公証人法第 62 条の 2、公証人手数料令第 35 条	→ 特区法改正案に盛り込まれた開業ワンストップセンターの設置により一定程度、利便性向上が図られるものと考えるが、関係省庁と協議する。	なし
上場企業に対する育児休業取得率公表の義務付け	企業内容等の開示に関する内閣府令第 22 条	<p>【金融庁】</p> <p>管理職への女性登用の状況については、内閣府令の一部改正（平成 26 年 10 月）により、有価証券報告書に役員の男女別人数及び女性比率の記載が義務付けられることとなった。</p> <p>男女別の育児休業取得率を有価証券報告書に記載することについては、投資判断上の必要性やコスト等を考慮し対応することが必要。</p>	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
育児休業を複数回取得する機会の確保	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第5条第2項	<p>【厚生労働省】 現行法令で対応可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業の分割取得は、事業主において代替要員の確保等の負担が大きいと考えられること等から、法律上一律に認めることは困難。 ● 一方、事業主が法を上回る措置として育児休業の分割取得を認めることは可能。労使双方の合意に基づき、提案内容の実現は可能。 ● また、男性が配偶者の産後8週間までに育児休業を取得した場合に限り、特別な事情なく、再度の育児休業の取得が可能。 	なし